

下水道事業課

下水道事業課の取組

総 括

(1) 防災・減災、国土強靱化の取組の推進について

(2) 予算制度に関する変更点、留意点等について

- 1) 社会資本整備総合交付金等における重点配分（下水道事業）
- 2) 令和7年度予算における社会資本整備総合交付金の重点配分方針の見直し
- 3) 令和5年度以降の防災・安全交付金の重点配分対象の見直し
- 4) 社会資本整備総合交付金等の交付にあたっての要件について

(1)防災・減災、国土強靱化の取組の推進について

本年3月、「上下水道地震対策検討委員会」を設置し、上下水道施設の被害を踏まえた今後の地震対策のあり方などについて、議論を開始したところです。次期計画も見据え、必要な施策を検討してまいります。

防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策

(R2.12.11 閣議決定)

気候変動に伴い激甚化・頻発化する気象災害や切迫する大規模地震、また、メンテナンスに係るトータルコストの増大のみならず、社会経済システムを機能不全に陥らせるおそれのあるインフラの老朽化から、国民の生命・財産を守り、社会の重要な機能を維持することができるよう、防災・減災、国土強靱化の取組の加速化・深化を図るため、

- 激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策
- 予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策
- 国土強靱化に関する施策を効率的に進めるためのデジタル化等の推進

を柱として、令和7年度までの5か年に追加的に必要となる事業規模等を定め、重点的・集中的に対策を講ずる。

5か年加速化対策(下水道関係)の一覧

対策名	対策内容	中長期的な数値目標	目標 設定時 (R元年度)	現状 (R4年度)	5年後の 達成目標 (R7年度)
流域治水 対策 (下水道)	雨水排水施設等の整備により、近年浸水実績がある地区等において、再度災害を防止・軽減	浸水実績地区等(雨水排水施設の整備が必要な面積約390,000ha)における下水道による浸水対策達成率	約60%	約66%	約70%
下水道 施設の 地震対策	耐震化により、防災拠点や感染症対策病院等の重要施設に係る下水道管路や下水処理場等において、感染症の蔓延を防ぐために下水の溢水リスクを低減	重要施設に係る下水道管路(耐震化が必要な下水道管路約16,000km)の耐震化率	約52%	約57%	約64%
		重要施設に係る下水処理場等(耐震化が必要な下水処理場等約1,500箇所)の耐震化率	約38%	約47%	約54%
下水道施設の老朽化対策	老朽化した下水道管路を適切に維持管理・更新することで管路破損等による道路陥没事故等の発生を防止	計画的な点検調査を行った下水道管路で、緊急度Ⅰ判定となった管路(令和元年度時点:約400km)のうち、対策を完了した延長の割合	0%	約63%	100%

(4) 予算制度に関する変更点、留意点等について

1) 社会資本整備総合交付金等における重点配分(下水道事業)

国土交通省では、優先的に取り組むべき事業に対する支援を強化するため、平成 28 年度から重点配分の対象となる事業を明確化するとともに、重点配分の対象となる事業のみで構成される整備計画に対しては、重点的な予算措置を実施している。

以下の項目に該当する事業については、引き続き積極的に重点配分の対象となる整備計画の策定を図られたい。

▼下水道事業における重点配分項目(下線部: 令和6年度予算における見直し項目)

【社会資本整備総合交付金】

- ①アクションプランに基づく下水道未普及対策事業(污水处理施設整備が概成していない団体^{※1}に限る)
- ②PPP/PFI、下水汚泥のエネルギー・肥料利用、広域化・共同化の取組を推進するため追加的に必要となる^{※2}下水道事業
- ③コンセッション事業及び上下水道一体のウォーターPPP事業に含まれる下水道施設の設置・改築

(注) 公営企業会計を適用した地方公共団体においては、以下のいずれにも該当しないことを要件とする。

- ①経費回収率の向上に向けたロードマップに定めた業績目標を達成できない場合。
- ②令和7年度以降、供用開始後30年以上経過しているにも関わらず、使用料単価が150円/m³未満であり、かつ経費回収率が80%未満であり、かつ15年以上使用料改定を行っていない場合。

【防災・安全交付金】

- ①各地方公共団体が定める下水道事業計画に基づく雨水対策事業
(雨水出水浸水想定区域の指定対象団体は、令和8年度以降は、最大クラスの内水に対応した浸水想定区域図を作成済みである場合に限る。)
- ②国民の安全・安心の確保に向けた以下の取組を推進するため追加的に必要となる^{※2}下水道事業
 - ・南海トラフ地震・首都直下地震の対象地域における重要施設(揚水・沈殿・消毒施設、管理棟、下水道総合地震計画に位置づけられている管渠)の地震対策
 - ・下水道総合地震対策事業(国土強靱化地域計画に基づき実施するもの又はマンホールトイレ整備を含むものに限る)
 - ・下水道施設の耐水化・非常用電源確保(津波対策を含む)
- ③温室効果ガス削減効果の高い脱炭素化事業
 - ・従来より20%以上の消費電力量もしくは温室効果ガス排出量を削減できる機能向上改築
 - ・「カーボンニュートラル地域モデル処理場計画」に位置付けられた事業
- ④コンセッション事業及び上下水道一体のウォーターPPP事業に含まれる下水道施設の設置・改築

※1 市町村毎の污水处理人口普及率(最新の公表値)が95%以上の団体とする。

(流域下水道・事務組合等の場合、当該流域・団体内のすべての自治体で污水处理人口普及率が95%以上の場合概成として扱う)

※2 PPP/PFI、地震対策等でも汚水の改築の性格があるものは対象から除外
(PPP/PFIで実施する処理場の改築、耐震で実施の管更生等)

2) 令和7年度予算における社会資本整備総合交付金の重点配分方針の見直し

立地適正化計画制度の創設から約10年が経過し、都市計画区域を有する市区町村のうち、立地適正化計画を作成・公表済または立地適正化計画の作成に向けた具体的な取組を開始・公表済の市区町村は約半数にまで増加しましたが、一方、こうした取組に未着手の自治体もあるところです。また、令和5年11月20日「令和6年度予算の編成等に関する建議（財政制度等審議会）」でも、「立地適正化計画を策定可能にもかかわらず策定していない自治体は約6割も残っており、今後更なる策定を促していく必要がある。」等の指摘がなされたところです。

社会資本整備総合交付金および防災・安全交付金は、地域の創意工夫をいかせる総合的な交付金であり、今般、より一層の立地適正化計画の作成及び同計画と連携した社会資本整備を推進すべく「社会資本整備総合交付金の重点配分方針」を下記の通り見直すこととしました。

「令和7年度以降」の予算において、「立地適正化計画を作成・公表しておらず、立地適正化計画の作成に向けた具体的な取組を開始・公表もしていない市区町村」が交付対象である要素事業は、重点計画内の事業である場合も原則として、重点配分を行わないことといたします。

詳細は次頁の事務連絡をご覧ください。

事 務 連 絡
令和6年1月9日

各地方公共団体

社会資本整備総合交付金担当者 殿

国 土 交 通 省 大 臣 官 房
社会資本整備総合交付金等総合調整室

令和7年度予算における社会資本整備総合交付金の
重点配分方針の見直しについて

今後の社会資本整備に当たっては、今後人口を維持、あるいは減少する可能性が大きい中で、持続可能で安全・安心して暮らせる都市構造への転換と連携して進める必要があります。そのためには、これまでの土地利用規制等で都市をコントロールするだけではなく、都市の住民・企業の活動等にこれまで以上に着目し、量ではなく質の向上を図るために都市を「マネジメント」という新たな視点をもって取り組んでいく必要があることから、居住と都市機能の立地誘導によりコンパクト・プラス・ネットワークに向けた取組を推進する「立地適正化計画制度」が平成26年に創設されました。

同計画に基づく取組に向けては、都市全体の観点から、居住誘導や都市機能の立地、公共交通の充実と、公共施設の再編や最適利用、医療・福祉、中心市街地活性化、空き家対策の推進等まちづくりに関わる様々な関係施策と連携を図るとともに、頻発・激甚化する自然災害に対応するため、災害リスクの低い地域への居住や都市機能の誘導を推進することが重要です。

立地適正化計画制度の創設から約10年が経過し、都市計画区域を有する市区町村のうち、立地適正化計画を作成・公表済または立地適正化計画の作成に向けた具体的な取組を開始・公表済の市区町村は約半数にまで増加しましたが、一方、こうした取組に未着手の自治体もあるところです。また、令和5年11月20日「令和6年度予算の編成等に関する建議（財政制度等審議会）」でも、「立地適正化計画を策定可能にもかかわらず策定していない自治体は約6割も残っており、今後更なる策定を促していくことが必要である。」等の指摘がなされたところです。

社会資本整備総合交付金および防災・安全交付金は、地域の創意工夫をいかせる総合的な交付金であり、今般、より一層の立地適正化計画の作成及び同計画と連携した社会資本整備を推進すべく「社会資本整備総合交付金の重点配分方針」を下記の通り見直すこととしましたので、お知らせいたします。

記

「令和7年度以降」の予算（※）において、「立地適正化計画を作成・公表しておらず、立地適正化計画の作成に向けた具体的な取組を開始・公表もしていない市区町村」が交付対象である要素事業は、重点計画内の事業である場合も原則として、重点配分を行わないことといたします。

（※）周知・準備期間を考慮し、「令和7年度当初予算」の配分から適用することとします。なお、以下の事業に限り「令和6年度当初予算」の配分から適用します。本件については、別途、都市局より連絡いたします。

- ・都市再生整備計画事業
- ・都市公園・緑地等事業
- ・市街地整備事業

1. 重点配分を行わない市区町村

立地適正化計画を作成・公表しておらず、立地適正化計画の作成に向けた具体的な取組を開始・公表もしていない市区町村（ただし、以下の（１）～（３）のいずれかに該当する都市構造上の理由により立地適正化計画によらない持続可能な都市づくりを進めている市区町村は除く。以下「該当市区町村」という。）とします。なお、具体的な該当市区町村はリスト化した上で周知・確認いただくことを予定しております。

- （１）市街化区域内の人口密度が40人/ha以上あり、当該人口密度が統計上今後とも概ね維持される市区町村（※）
- （２）都市計画区域に対する市街化区域の割合が20%以下等により立地適正化計画によらない持続可能な都市づくりを進めている市区町村
- （３）都市計画区域を有しない市区町村

（※）「今後も概ね維持される」とは、国勢調査を基に国立社会保障・人口問題研究所が公表する将来推計人口から算出した市街化区域内の人口密度が40人/ha以上であることを基準とする予定。

2. 本見直しの対象事業

本見直しは、原則として「配分の考え方」に示す重点配分対象に合致する社会資本整備総合交付金および防災・安全交付金の事業（ただし、以下の（１）および（２）を除く。以下「対象事業」という。）に対して適用します。

なお、以下（１）の都道府県等が実施する事業は、安全・安心の確保や活力ある地域の形成の支援等の複数市区町村に関する広域的な観点から実施されるものであること、（２）は以下の理由により個々の事業の性質上、各市区町村の立地適正化計画の作成有無に応じて配分方針を変更することとなじまないことから本見直し

の対象外としております。

(1) 都道府県等（一部事務組合および広域連合を含む）が交付対象である事業

(2) 以下に掲げる事業の性質上、重点配分の対象とすべき事業

ア 複数市町村に効果が及ぶものとして都道府県が対象事業を選定する施策

＜道路事業＞

【社会資本整備総合交付金】

○道の駅の機能強化（※）

（※）ただし、対象施策のうち、「防災道の駅」の機能強化に関する事業に限る。

イ 現に存在する課題に対し、緊急に解消する必要がある施策

＜道路事業＞

【防災・安全交付金】

○国土強靱化地域計画に基づく事業

- ・ 災害時にも地域の輸送等を支える道路の整備や防災・減災に資する対策のうち、早期の効果発現が見込める事業（※）

（※）ただし、対象施策のうち、防災・減災に資する対策かつ早期の効果発現が見込める事業であり、道路法面・盛土対策や河川隣接構造物の流失防止対策等の局所対策に限る。

○子供の移動経路等の生活空間における交通安全対策

- ・ 通学路交通安全プログラムに基づく交通安全対策
- ・ 未就学児が日常的に集団で移動する経路における交通安全対策
- ・ 鉄道との結節点における自由通路等の歩行空間のユニバーサルデザイン化

ウ 深刻な浸水被害等が発生し、再度災害防止等のため緊急的な対策

＜河川事業（その他総合的な治水事業を含む）＞

【防災・安全交付金】

○「浸水対策重点地域緊急事業」に位置付けられ実施する事業

3. 具体的な配分の考え方（別紙参照）

(1) 計画策定主体が該当市区町村以外（都道府県等を含む）の場合

- ・ 従来通り、「配分の考え方」に示した重点配分対象に合致する事業に特化して策定される計画を重点計画として重点配分を行います。

(2) 計画策定主体が該当市区町村のみで構成される場合

- ・ 原則として重点配分の対象外とします。
- ・ 例外として整備計画内の要素事業が全て2. (2) に該当する事業の場合は、当該計画を重点計画として重点配分を行います。

(3) 上記以外の整備計画

- ・ 従来通り、「配分の考え方」に示した重点配分対象に合致する事業に特化して策定される計画を重点計画とします。
- ・ 当該重点計画内に該当市区町村が「交付対象」として実施する対象事業が含まれる場合は、当該要素事業のみを重点配分の対象外として考慮し配分を行います。また、内定通知を送付する際、重点配分の対象外として考慮した部分がわかる形とする予定です。

その他、詳細な運用方法については追ってご連絡いたします。

以 上

<参考資料>

- ・ 令和6年度予算の編成等に関する建議（令和5年11月20日 財政制度等審議会）について
https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/fiscal_system_council/sub-of_fiscal_system/report/zaiseia20231120/zaiseia20231120.html
- ・ 立地適正化計画の手引き
https://www.mlit.go.jp/toshi/city_plan/toshi_city_plan_tk_000035.html

- (例) **A市、B町**・・・該当市区町村(※1)
C市、D村・・・該当市区町村以外(立地適正化計画作成・公表済等)
E県・・・A市、B町、C市、D村の所在県

1. 計画策定主体が該当市区町村以外(都道府県等を含む)の場合

計画策定主体の例	配分の考え方(※2)
E県	重点計画
E県、C市	
E県、C市、D村	
C市	
C市、D村	

2. 計画策定主体が該当市区町村のみで構成される場合

計画策定主体の例	要素事業内容	配分の考え方
A市	2.(2)に該当する事業のみ	重点計画
	上記以外	重点配分の対象外
A市、B町	2.(2)に該当する事業のみ	重点計画
	上記以外	重点配分の対象外

3. 上記以外の整備計画

計画策定主体の例	配分の考え方
E県、A市	重点計画 ただし、A市またはB町が「交付対象」として実施する「対象事業」が含まれる場合は、当該要素事業のみを重点配分の対象外として考慮し配分
E県、A市、B町	
E県、A市、C市	
B町、D村	
A市、B町、C市、D村	

- ※1) 立地適正化計画を作成・公表しておらず、立地適正化計画の作成に向けた具体的な取組を開始・公表していない市区町村(ただし、以下の(1)～(3)のいずれかに該当する市区町村は除く。)
- (1) 市街化区域内の人口密度が40人/ha以上あり、当該人口密度が統計上今後も概ね維持される市区町村
 - (2) 都市計画区域に対する市街化区域の割合が20%以下等により立地適正化計画によらない持続可能な都市づくりを進めている市区町村
 - (3) 都市計画区域を有しない市区町村
- ※2) 例における整備計画内の要素事業は全て重点配分対象に合致しているものとする。

3) 令和5年度以降の防災・安全交付金の重点配分対象の見直し

土砂災害防止法及び水防法においては、市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対して、避難確保計画を策定することを義務づけるとともに、災害対策基本法において、市町村に対して、避難行動要支援者名簿を作成した上で、名簿情報を避難支援等関係者に対して提供することとしている。

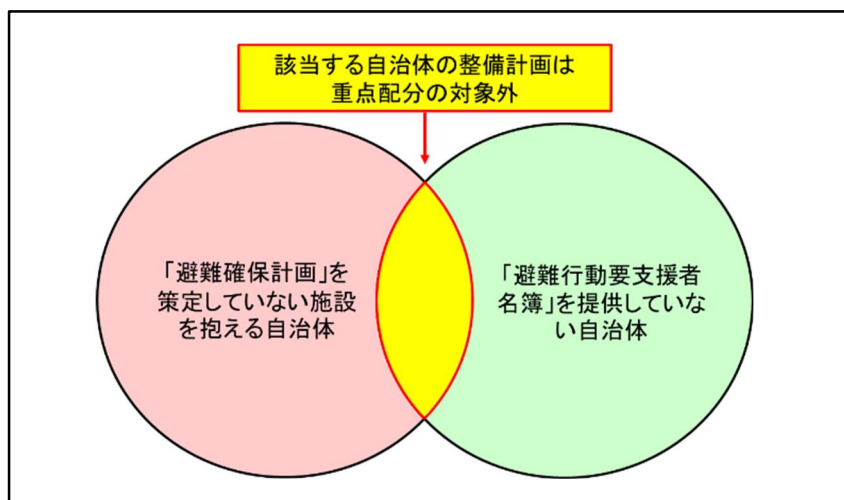
令和3年10月の財政制度等審議会で、「平時からの避難訓練が災害時の安全を左右する可能性に鑑み、法律に基づく義務である避難確保計画の策定等が確実に行われるよう、こうした対策を行っていない地域に対してハード整備におけるディスインセンティブを設けるべき」との指摘がなされたことを受けて、地域の防災・減災、安全の確保を推進するため、防災・安全交付金の重点配分対象について、令和5年度以降、以下の見直しを行うことになった。

(1) 令和5年度予算における対応

土砂災害防止法第8条の2及び水防法第15条の3に基づく避難確保計画の策定を行っていない要配慮者利用施設が存在し、かつ、災害対策基本法第49条の11に基づく避難行動要支援者名簿に記載等された情報の提供を行っていない市町村（以下「該当市町村」という。）が単独で策定した整備計画については、重点配分の対象外とする。また、該当市町村が単独で都道府県と策定する整備計画についても同様とする。

(2) 令和6年度以降の予算における対応

該当市町村が策定主体に含まれる整備計画は、全て、重点配分の対象外とする。



(参考) 本措置により重点配分の対象外となる自治体の範囲

ただし、令和3年7月に施行された「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律」に基づき、新たに避難確保計画策定の対象として指定される要配慮者利用施設については、当面の間、上記(1)及び(2)の運用の対象外とする。

詳細については、国土交通省大臣官房社会資本整備総合交付金等総合調整室事務連絡（令和3年12月27日）にて通知済みであるが、本見直しについては下水道事業のみでなく、防災・安全交付金を活用する全事業が対象となる点について留意されたい。

4) 社会資本整備総合交付金等の交付にあたっての要件について

本要件の詳細については、次頁及び「社会資本整備総合交付金等の交付にあたっての要件等の運用について」(令和6年4月1日 国水下事第51号)を確認されたい。

なお、「広域化・共同化計画」の策定は全都道府県で実施済み。

「社会資本整備総合交付金等の交付にあたって要件等の運用について」における内容

- (1) 下水処理場の改築におけるコンセッション方式導入検討の要件化
人口20万人以上の地方公共団体において、下水処理場における施設の改築事業(工事契約1件あたりの概算事業費が10億円以上と見込まれるもの。)を実施する際、コンセッション方式導入の検討を行うことを要件化。
- (2) 下水処理場の改築における当該処理場の統廃合に係る検討の要件化
すべての地方公共団体において、下水処理場における施設の改築事業(工事契約1件あたりの概算事業費が10億円以上と見込まれるもの。なお、都道府県構想及びアクションプランの見直しが完了している地方公共団体は3億円を超える事業。)を実施する際、当該処理場を廃止し、近接する他の処理場と統合する場合について、経済性比較を前提とした検討を行うことを要件化。
- (3) 汚泥有効利用施設の新設にあたっての PPP/PFI 手法の導入原則化
人口20万人以上の地方公共団体において、汚泥有効利用施設(消化ガス発電施設、固形燃料化施設、肥料化施設等)の新設事業(工事契約1件あたりの概算事業費が10億円以上と見込まれるものに限る。)を実施する際、PPP/PFI 手法(コンセッション、PFI、DBO、DB 等)の導入を原則化。
- (4) 「広域化・共同化計画」の策定に係る要件化
「汚水処理の事業運営に係る「広域化・共同化計画」の策定について」(平成30年1月17日国水下事第56号)により要請している「広域化・共同化計画※」の策定に向け、平成30年度中に少なくとも一度以上、管内すべての市町村が参画する検討の場を設けるとともに、令和4年度末までに計画を策定することを要件化。(全都道府県で実施済)
- (5) 公営企業会計の適用に係る要件化
人口3万人以上の地方公共団体においては、令和2年度以降の予算・決算が公営企業会計に基づくものに移行していること、人口3万人未満の地方公共団体においては、令和6年度以降の予算・決算が公営企業会計に基づくものに移行していることを要件化。
- (6) 使用料改定の必要性の検討に係る要件化
公営企業会計の導入済の地方公共団体において、少なくとも5年に1回の頻度で、下水道使用料の改定の必要性に関する検証を行い、経費回収率の向上に向けたロードマップを策定し、国土交通省に提出することを要件化。
- (7) 下水道施設における新設・増設・改築にあたっての新技术導入検討要件化
すべての地方公共団体において、下水道革新的技術実証事業(B-DASH プロジェクト)における実証技術の導入が可能な施設の新設・増設・改築(原則として概算事業費3億円以上)を行うにあたっては、予め実証技術の導入に係る検討を行うことを交付要件化。
- (8) PPP/PFI の導入に関する民間提案の採用検討の要件化
人口10万人以上の地方公共団体等において、PPP/PFI の導入に関する民間提案に対する受付窓口を明確にし、事業見通しを公表した上で、補助対象事業費の合計が10億円以上と見込まれる民間提案を受領した場合には、検討の上、適切な提案は採用することを要件化。

- ・(1)及び(2)については、該当事業の詳細設計に着手する前年度の3月末日までに、(7)については該当事業の建設工事に着手する前年度の3月末日までに、検討結果を地方整備局等経由で国土交通省下水道事業課まで報告することとしているため、遺漏無きよう取り計らわれない。
- ・(8)については、国庫補助要望を行う年度(以下、要望年度)の4月1日までに、民間提案の受付窓口の設置と事業見通しの公表を行うこと、また、補助対象事業費の合計が10億円以上と見込まれる民間提案を要望年度の6月30日までに受領し、検討の結果、民間提案の全部又は一部を採用せずに事業を実施する場合には、要望年度の9月30日までに、検討結果を地方整備局等経由で国土交通省下水道事業課まで報告することとしているため、遺漏無きよう取り計らわれない。

なお、管路施設の改築については、令和9年度以降、以下の2つの要件がかかることになるため、留意されたい。

- ・污水管の改築に係る国費支援に関して、緊急輸送道路等の下に埋設されている污水管の耐震化を除き、ウォーターPPP導入を決定済みであることを令和9年度以降に要件化する。（「PP/PFI 推進アクションプラン(令和5年改定版)」より）
- ・令和9年度以降、管路施設の改築については、その施設情報や維持管理情報が地理情報システムを基盤としたデータベースシステムにより管理されていること。（「下水道施設の改築について(令和 4.4.1 国水下事第 67 号下水道事業課長通知)」より）